

「広島女学院大学総合研究所叢書」執筆要項

2003 年 12 月 制定

2005 年 7 月 改正

2010 年 2 月 改正

2017 年 8 月 改正

1. 本叢書は、広島女学院大学の研究活動の推進を図るため、学術上重要な研究成果の発表の場とする。
 - (1) 国内外の文献の翻訳および翻刻も、発表の対象とする。この場合、訳者あるいは編者は刊行文献についての解題を付さなければならない。
 - (2) ある研究テーマのもとにまとめられた概論あるいは総説も、対象とすることができる。
2. 投稿者は、本学専任教員とする。ただし、共同執筆者については、投稿者が推薦し、総合研究所委員会が認めた者とする。
3. 叢書の編集及び発行の責任は、総合研究所委員会がこれを負う。発行代表者は総合研究所長とする。
4. 投稿の申込みは、「原稿提出予定届」を総合研究所事務課に提出して行う。締め切りは 6 月 30 日とする。ただし休日の場合は翌日とする。
5. 投稿は、6.に定める要領により作成した原稿及び図表、写真等を保存したメディア 1 点及び印刷原稿 1 部を総合研究所事務課に提出して行う。締め切りは 10 月 10 日とする。ただし休日の場合は翌日とする。
6. 原稿は原則としてパソコンまたはワープロで作成し、提出の際は原稿を保存したメディアを添付する。
 - (1) 叢書は A5 版 100～150 ページ程度とする。
 - (2) 和文・中文の縦書きの場合は A4 版用紙に 52 字×18 行、横書きの場合は 32 字×27 行を 1 頁として打ち出す。
 - (3) 欧文の場合は A4 版用紙に、64 ストローク×27 行を 1 頁として打ち出す。
 - (4) 註、参考文献等は原則として論文末にまとめる。
 - (5) 図表、写真等は別紙に作成し、挿入箇所を本文中に指定する。
7. 提出された「原稿提出予定届」及び投稿された原稿の採否は、総合研究所委員会が審査・決定する。
8. 公表された著作物・二次的著作物であっても、引用・複製・翻訳・翻刻等の態様によっては、投稿者は著作権者・出版権者からの許諾書を投稿の申込時に提出しなければならない。
9. 投稿者は、出版社の選定について総合研究所事務課に一任する。

10. 校正は3回とする。校正中のはなはだしい変更は原則として認めない。
11. 広島女学院大学は、本叢書の著作権、ならびに 2010 年度以降の刊行分を電子化、または複製の形態などで公開する権利を有する。ただし、他に著作権者の存する場合は、必要な手続きを経てこれを実施するものとする。
12. 本執筆要項の改廃は、総合研究所委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、学部教授会に報告する。

付則

- 1 本執筆要項は、2017 年度発行分から適用する。